

議会運営委員会の概要

1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

- ・ 事務局長が人事異動により新たに本委員会に出席する事務局職員を紹介した。
- ・ 総務部長が人事異動により新たに本委員会に出席する執行部職員を紹介した。
- ・ 議事調査課長が今年度の議会事務連絡員を、別紙「議会事務連絡員名簿」により紹介した。

2 5月臨時会の招集見通しについて

- ・ 総務部長から、5月臨時会は5月17日（水）に招集したい旨説明がなされた。

3 5月臨時会の告示案件について

- ・ 5月臨時会の告示案件について、議会関係は議事調査課長から別紙「5月臨時会の告示案件について」のとおりである旨、執行部関係は総務部長から別紙「令和5年5月臨時会告示予定案件」のとおりである旨説明がなされた。

4 5月臨時会の会期と日程（見込み）について

- ・ 議事調査課長から、5月臨時会の会期は5月17日（水）から23日（火）までの7日間となる見込みであり、会期中の本会議、委員会の開催は、別紙「令和5年山形県議会5月臨時会日程（見込み）」のとおりである旨説明がなされた。

5 会派結成届の提出について

- ・ 議事調査課長から、会派結成届について別紙により、4月26日（水）午後1時までに提出願いたい旨説明があり、了承された。

6 世話人及び代表世話人の選出について

- ・ 議事調査課長から、別紙「世話人会及び代表世話人会について」に基づき、一般選挙後議会運営委員が選任されるまでの間、各交渉団体（所属議員5人以上の会派）から選出された議員により構成する「世話人会」を設置すること、また、会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間は「代表世話人会」を設置することとされており、交渉団体は、推せん者名簿を4月26日（水）午後1時までに提出願いたい旨説明があり、了承された。
- ・ ①世話人は12名で、交渉団体である会派の基数割に基づいて、各会派の推薦議員から選出すること、②代表世話人は、世話人会の正副座長と、第1会派から2名、第2会派から1名、その他の会派がある場合は1名を選出することが了承された。

7 世話人会の協議事項について

- ・ 議事調査課長から、別紙「世話人会協議事項（案）」により説明があった。

8 世話人会の開催期日と招集権者について

- ・議事調査課長から、別紙「代表世話人会・世話会の開催期日（案）」について及び招集権者は現在の議会運営委員長である旨説明があった。

9 その他

(1) 執行部からの報告事項について

① 令和5年度組織機構の改正について

- ・総務部長から、別紙「令和5年度組織機構の改正のポイント」により報告があった。

② 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

- ・防災くらし安心部長及び健康福祉部長から、資料「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」により報告があった。

③ 公立学校教職員の不祥事について

- ・教育長から、資料「公立学校教職員の不祥事について」により報告があった。

【発言概要、質疑等】

(五十嵐委員) 教員の酒気帯び運転について。一定台数以上の自動車を使用する民間事業所の場合、安全運転管理者を選任し、法令遵守や交通事故防止を徹底している。教育委員会はどのように対応しているか。

⇒ (教育長) 学校においては、学校長をはじめとする管理職がしっかりと取り組んでいただきたいと考えている。

(五十嵐委員) コロナ禍で飲食業や観光業が打撃を受けている。ルールをしっかり守ったうえで、飲食を伴う会合があってもいいと思う。経済を回すためにも、過度な自粛がないようにしてもらいたい。

⇒ (教育長) このたびの取組みは、あくまでも酒宴等で飲酒をした場合に飲酒運転につながらないための具体的な取組みであり、飲酒をしないようにという趣旨はない。この点はしっかりと伝えてまいりたい。

(志田委員) 仲間同士で飲酒をする場合、声掛けし確認し合えばブレーキが掛かるのではないか。

⇒ (教育長) 職場での酒宴を前提に申し上げれば、基本的には会場に車を持っていかない、代行車の確保を確認し合う、最終的には代行車の領収書を確認する、といった取組みをしている。職場全体で飲酒運転を抑止していく趣旨である。

(志田委員) 「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が制定されても、効果がない。しっかりしないといけない。

(吉村委員) コロナ禍でタクシーや代行車の台数が減っており、待ち時間が長くなっている。

そうすると、どうしても乗ってしまう人が出てしまうのではないか。初めから車を置いていく啓発がある程度必要である。

⇒ (教育長) 対策のスタートラインは、酒宴に車で行かないことだ。職場に置いていく場合、鍵を預かるまで徹底する。

(小松委員長) 今回が最後の議会運営委員会である。1年間どうもありがとうございました。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年4月21日（金）

午前 10 時

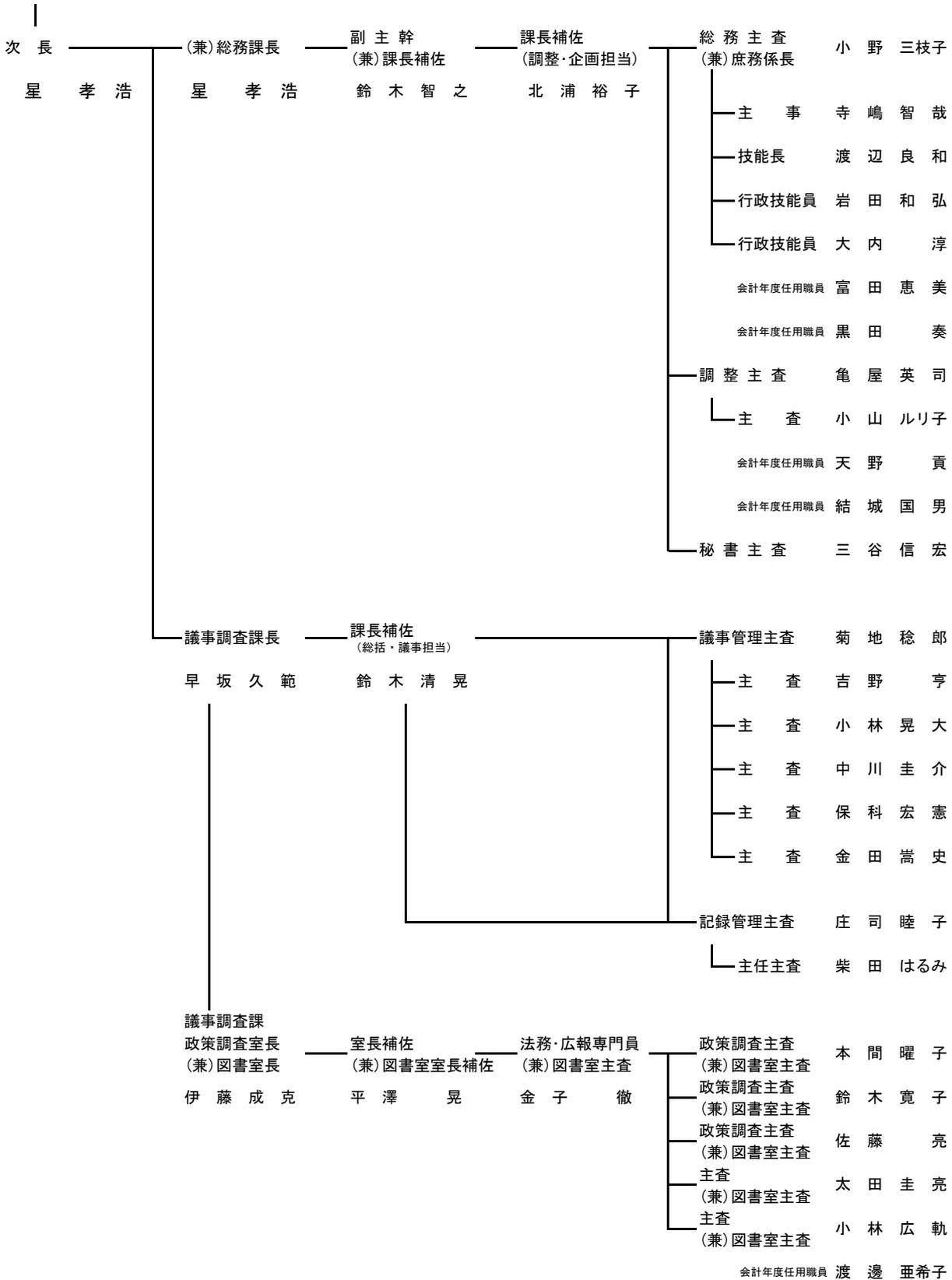
- 1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について
- 2 5月臨時会の招集見通しについて
- 3 5月臨時会の告示案件について
- 4 5月臨時会の会期と日程（見込み）について
- 5 会派結成届の提出について
- 6 世話人及び代表世話人の選出について
- 7 世話人会の協議事項について
- 8 世話人会の開催期日と招集権者について
- 9 その他

令和5年度山形県議会事務局組織及び体制

(令和5年4月1日現在)

事務局長

土屋 倫朗



総務課〈事務局長含む〉	12名	(一般事務：9名、技能労務：3名)
議事調査課	18名	(一般事務：18名)
会計年度任用職員	5名	
計	35名	

議会事務連絡員名簿

(令和5年4月1日現在)

部局名	課・職名	氏名	電話番号
総務部	財政課 副主幹	岸 威 顕	2048
総務部	財政課 課長補佐	大 和 政 尊	2047
総務部	財政課 財政主査	豊 原 大	2147
総務部	財政課 財政主査	高 橋 圭	2140
総務部	財政課 財政主査	村 上 広 志	2140
総務部	人事課 副主幹	石 垣 幸 一	2022
みらい企画創造部	企画調整課 副主幹	飯 野 和 也	3310
防災くらし安心部	防災危機管理課 副主幹	管 毅	2195
会計局	会計課 副主幹	倉 嶋 円	2722
監査委員事務局	監査課 副主幹	斯 波 克 昭	2659
人事委員会事務局	職員課 副主幹	軽 部 妙 子	2779
教育局	教育政策課 副主幹	比 留 間 雅 和	2910
警察本部	総務企画課 総務調査官	吉 田 幸 司	2926
環境エネルギー部	環境企画課 副主幹	粕 谷 伸 幸	3365
しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課 副主幹	五 十 嵐 健 一	2265
健康福祉部	健康福祉企画課 副主幹	小 林 健 也	2246
病院事業局	県立病院課 副主幹	三 瓶 健	2328
農林水産部	農政企画課 副主幹	今 田 禎 幸	2421
産業労働部	産業創造振興課 副主幹	石 井 克 明	2357
観光文化スポーツ部	観光復活推進課 副主幹	高 橋 育 子	2374
労働委員会事務局	審査調整課 副主幹	阿 部 紀 之	666-7763
県土整備部	管理課 副主幹	伊 藤 秀 敏	2577
企業局	総務企画課 副主幹	松 田 貞 子	2731

5月臨時会の告示案件について

〔議会関係〕

- 1 山形県議会議長の選挙について
- 2 山形県議会副議長の選挙について
- 3 山形県議会常任委員会委員の選任について
- 4 山形県議会議会運営委員会委員の選任について
- 5 山形県議会特別委員会の設置について
- 6 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

令和5年4月21日議会運営委員会資料

令和5年5月臨時会告示予定案件

1 専決処分の承認 2 件

(1) 予算案件

令和4年度山形県一般会計補正予算（第9号）

(2) 条例案件

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

2 人事案件 1 件

山形県監査委員の選任について

令和5年山形県議会5月臨時会日程（見込み）

会期：5月17日（水）～23日（火）〔7日間〕

〔令和5年4月21日現在〕

月 日	曜	議 会 日 程	開 始 時 刻	会 場
5月 17日	水	代表世話人会 ※	午前9時30分	議長応接室
		世話人会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 (開会、仮議席の指定、会議録署名議員の指名、 会期の決定、議長の選挙、副議長の選挙、 議席の指定)	世話人会終了後	議場
		代表世話人会 ※	本会議終了後	議長応接室
18日	木	(意見調整)	—	—
19日	金	(意見調整)	—	—
20日	土	(休日)	—	—
21日	日	(休日)	—	—
22日	月	代表世話人会 ※	午前9時30分	議長応接室
		世話人会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 (常任委員、議運委員選任、 特別委員会設置(発議案上程、特別委員選任)、 議案上程、知事説明、関係常任委員会付託)	世話人会終了後	議場
		予算特別委員会	本会議終了後	予算特別委員会室
		議会運営委員会	予算特別委員会終了後	議会運営委員会室
		特別委員会		委員会室
		総務常任委員会	議会運営委員会 ・特別委員会終了後	第1委員会室
		文教公安常任委員会		第2委員会室
		厚生環境常任委員会		第6委員会室
		農林水産常任委員会		第5委員会室
		商工労働観光常任委員会		第4委員会室
建設常任委員会	第3委員会室			
会派協議会 ※	午前9時30分	議長応接室		
23日	火	議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 (関係常任委員長報告、採決、 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、閉会)	議会運営委員会終了後	議場

注1) ※の会議等は非公開となります。

注2) 上記日程は令和5年4月21日現在のものであり、日程の追加や変更がなされる場合がありますので十分ご留意願います。

令和 年 月 日

山形県議会議長 殿

会 派 名

代表者氏名

会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者氏名
- 3 所属議員数 名
- 4 所属議員氏名 (別紙のとおり)

世話人会及び代表世話人会について

■ 山形県議会会議規則（抜粋）

（協議又は調整を行うための場）

第123条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

別表（第123条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
山形県議会 世話人会	一般選挙後、新たな議会運営委員が決まるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整	各交渉団体から 選出された議員	議会運営 委員長
山形県議会 代表世話人会	一般選挙後、山形県議会会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間の議会の運営に関する各会派間の協議又は調整	各交渉団体から 選出された議員	議会運営 委員長

■ 山形県議会先例集（抜粋）

五十 世話会の構成及び運営

- 1 世話会の構成は、議会運営委員会の例による。
- 2 世話会は、臨時会の会期、議席、正副議長選挙の方法及び議会の構成等（議会運営委員会委員、常任委員会委員、特別委員会委員、監査委員、附属機関等各種委員の選任等）について協議するものとする。

■ 山形県議会世話人会要綱（抜粋）

（構成）

- 2 世話会は、交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派をいう。）から選出された議員12名をもって組織する。

■ 山形県議会代表世話人会要綱（抜粋）

（構成）

- 2 代表世話会は、交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派をいう。）から選出された議員をもって組織する。

◎ 世話会の構成

定数 12名を各交渉団体（所属議員5名以上の会派）の所属議員数に応じて按分

$$12 \times \frac{\text{各交渉団体の所属議員数}}{\text{交渉団体所属議員の総数}}$$

◎ 代表世話会の構成

世話会の座長

〃 副座長

その他 第一会派から 2名

その他の会派から 各1名

世話人会協議事項（案）

- 1 正副座長の選出について
- 2 5月臨時会の会期と日程（案）について
- 3 会派結成届について
- 4 仮議席及び議席の決定について
- 5 議長選挙及び副議長選挙の方法について
- 6 特別委員会の設置等について
- 7 予算特別委員会委員席の会派別枠について
- 8 議運委員、常任委員、特別委員及び正副委員長の会派割振りについて
- 9 質問・質疑者数及び質問・質疑時間の割振りについて
（本会議、予算特別委員会）
- 10 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について
- 11 議会選出監査委員の推薦について
- 12 議会選出各種委員等の推薦について
- 13 本会議及び各委員会の出席要求対象者について
- 14 臨時議長となる議員への依頼について
- 15 各会派控室等の割振りについて
- 16 その他

代表世話人会・世話人会の開催期日（案）

1 5月臨時会招集前

(1) 5月 1日（月）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

(2) 5月 9日（火）

○ 代表世話人会 午前10時

(3) 5月12日（金）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

2 5月臨時会会期中

(1) 5月17日（水）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

(2) 5月22日（月）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

※5月23日（火）は、新メンバーによる議会運営委員会が開催される。

令和5年度 組織機構の改正のポイント

令和5年4月21日
総務部

「県政運営の基本的考え方」に示した施策の方向に沿った組織体制の整備

複雑化・多様化する県民ニーズや県政を巡る困難課題に柔軟かつ積極果敢にチャレンジしながら、時代の転換の先を見据えたウィズコロナ・ポストコロナの県づくりを力強く推進していくため、「令和5年度県政運営の基本的考え方」に示した施策の展開方向に沿った組織体制を整備する。

未来の「やまがた」をつくる人材育成・確保を推進！

□ 高等教育の充実強化

- 本県の教育研究や人材供給における重要な「知の拠点」である高等教育機関及び研究機関の充実強化やこれら機関の相互連携を図るとともに、東北公益文科大学の公立化・機能強化に向けた検討を進めるため、『高等教育政策・学事文書課』及び同課に『高等教育政策主幹』を新設する。

持続可能な成長に向けた産業の生産性向上・高付加価値化！

□ 持続的に発展する豊かで美しい「やまがた」の実現

- ゼロカーボンの流れを契機とした環境と成長が好循環（グリーン成長）する社会の実現に向け、カーボンニュートラル県民運動を力強く展開していくとともに、水素エネルギー導入促進の取組みを進めていくため、環境企画課内に『カーボンニュートラル・GX戦略室』を新設する。

再生可能エネルギー主力電源化の切り札である洋上風力発電の導入に向けた取組みを各部署が一体となり強力に展開していくため、副知事トップのもと、5名の関係部長等を洋上風力推進監（再エネ政策、産業振興、漁業振興、港湾整備、地域企画・調整の各担当）として構成する推進体制を整備する。

□ 観光復活に向けた施策の推進

- 入国制限が緩和されるなど観光交流が徐々に再開する中、地域活性化の重要な柱である観光復活の取組みを本格化し、観光誘客の拡大を推進していくため、『観光復活推進課』及び同課内に『精神文化・観光プロモーション室』、『インバウンド推進室』を新設する。

□ 県産農産物の販売強化

- 人口減少による農産物の消費量の減少やグローバル化の進展等により、産地間競争が拡大する中、県産米をはじめとする県産農産物や米粉等の県産農産物を活用した加工食品の流通、販売、ブランド化戦略を一体的に推進していくため、『県産米・農産物ブランド推進課』を新設する。

県民が幸せを実感できる暮らしやすい「やまがた」へ！

□ 本県のDX推進体制の整備

- 子どもから高齢者まで誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、デジタル技術を活用した行政事務の効率化による県民サービスの向上や市町村・各産業分野におけるデジタル化の支援、デジタル人材の育成など、県全体のDXを加速させていくため、『DX推進課』を新設する。

□ しあわせ子育て施策の推進

- 「こども家庭庁」の創設（R5.4月予定）にあわせ、安心して子育てできる環境の整備や子どもが等しく健やかに成長し活躍できる環境づくりに向けた各種支援施策をこれまで以上に力強く推進していくため、しあわせ子育て応援部の課を再編することとし、
 - ◇保育人材の育成・確保や母子保健の推進など、安心して産み育てられる環境づくりを担う『子ども保育支援課』
 - ◇様々な困難を抱える子どもや家庭の福祉の支援を担う『子ども家庭福祉課』
 - ◇県民誰もが暮らしやすさを実感し活躍できる環境づくりを担う『多様性・女性若者活躍課』を新設する。

安全・安心な暮らしや交流を支える「やまがた強靱化」！

□ 鉄道機能の強化と沿線活性化

- 米沢トンネル(仮称)整備の早期実現に向け、山形駅等を中心とする主要駅周辺の開発等を推進するため、『米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道駅周辺開発推進室』を新設するとともに、ローカル線や路線バスなどの生活交通の連結性を高めるなど、持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組みをより一層進めていくため、総合交通政策課に『沿線活性化・生活交通主幹』を新設する。

□ 災害に強い県土づくりに向けた体制強化

- 多発する自然災害への対応や「やまがた強靱化」に向けた防災力の強化を図るため、県土整備部に部長級の『技術統括監』を新設する。また、令和4年8月に発生した豪雨災害からの早期復旧に向け、災害復旧事業を迅速かつ円滑に推進するため、置賜総合支庁西置賜地域振興局内に『県南豪雨災害復旧対策室』を新設する。

その他の組織体制の整備

- 屋内スケート施設の整備に向けた調査・研究を進めていくため、企画調整課に『みらい企画・屋内スケート施設主幹』を新設する。

(●: 組織体制の新設・強化 / ●: ミッション明確化のための改称等)

	令和5年度	令和4年度
総務部	○秘書課 ●高等教育政策・学事文書課 ⋮	○秘書課 ○学事文書課 ⋮
みらい企画創造部	○企画調整課 ●移住定住・地域活力創生課 ○国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 ●総合交通政策課 (米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道駅周辺開発推進室) ●DX推進課 ⋮	○企画調整課 ○くらすべ山形魅力発信課 ○国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 ○総合交通政策課 (米沢トンネル(仮称)事業化・沿線活性化推進室) ○やまがた幸せデジタル推進課 ⋮
防災くらし安心部	○防災危機管理課(復興・避難者支援室) ●食品安全衛生課(新型コロナ対策認証推進室) ⋮	○防災危機管理課(復興・避難者支援室) ○食品安全衛生課 ○新型コロナ対策認証推進課 ⋮
環境エネルギー部	●環境企画課 (カーボンニュートラル・GX戦略室) ○みどり自然課 ⋮	○環境企画課 (カーボンニュートラル県民運動推進室) ○みどり自然課(山の日全国大会推進室) ⋮
しあわせ子育て応援部	○しあわせ子育て政策課 ●子ども保育支援課 ●子ども家庭福祉課 ●多様性・女性若者活躍課	○しあわせ子育て政策課(山形わくわく体験支援室) ○子ども保育支援課 ○子ども家庭支援課 ○女性・若者活躍推進課
健康福祉部	●健康福祉企画課 (コロナ収束総合対策室) ⋮	○健康福祉企画課 ○コロナ収束総合企画課 ⋮
産業労働部	○産業創造振興課 (スタートアップ推進室、産業立地室) ○産業技術イノベーション課(次世代産業振興室) ⋮	○産業創造振興課 (スタートアップ推進室、産業立地室) ○産業技術イノベーション課(次世代産業振興室) ⋮
観光文化スポーツ部	●観光復活推進課 (精神文化・観光プロモーション室、インバウンド推進室) ●文化スポーツ振興課 (県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室) ●博物館・文化財活用課	○観光復活戦略課 (精神文化・インバウンドプロモーション室) ○文化スポーツ振興課 (県民文化館活用推進室) ○文化財活用課
農林水産部	○農政企画課 (団体検査指導室) ●県産米・農産物ブランド推進課 ⋮	○農政企画課 (美味しい山形流通販売推進室、団体検査指導室) ○県産米ブランド推進課 ⋮
県土整備部	○管理課(県土強靱化推進室) ●河川課(流域治水推進室) ⋮	○管理課(県土強靱化推進室) ○河川課(最上川流域治水推進室) ⋮
総合支庁	●置賜総合支庁西置賜地域振興局 県南豪雨災害復旧対策室	○置賜総合支庁西置賜地域振興局
知事部局計	10部+会計局/67課(20室)/51出先機関	10部+会計局/69課(20室)/51出先機関
教育庁 ↓ 教育局	●高校教育課 (教育デジタル化推進室、高校未来創造室) ○スポーツ保健課 ●国民スポーツ大会推進課	○高校教育課 (高校改革推進室) ○スポーツ保健課 (国民スポーツ大会推進室)

令和5年度の組織改正により、次のとおり本庁の組織体制の見直しを行いました。(主なもの)

総務部

令和4年度	令和5年度
学事文書課	高等教育政策・学事文書課(4階)

みらい企画創造部

令和4年度	令和5年度
くらすべ山形魅力発信課	移住定住・地域活力創生課(6階)
総合交通政策課 米沢トンネル(仮称)事業化・ 沿線活性化推進室	総合交通政策課 米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道 駅周辺開発推進室(6階)
やまがた幸せデジタル推進課	DX推進課(6階)

防災くらし安心部

令和4年度	令和5年度
新型コロナウイルス対策認証推進課	食品安全衛生課 新型コロナウイルス対策認証推進室(2階)

環境エネルギー部

令和4年度	令和5年度
環境企画課 カーボンニュートラル県民運動推進室	環境企画課 カーボンニュートラル・GX戦略室(7階)

しあわせ子育て応援部

令和4年度	令和5年度
子ども保育支援課	子ども成育支援課(4階)
子ども家庭支援課	子ども家庭福祉課(4階)
女性・若者活躍推進課	多様性・女性若者活躍課(4階)

健康福祉部

令和4年度	令和5年度
コロナ収束総合企画課	健康福祉企画課 コロナ収束総合対策室(3階)

観光文化スポーツ部

令和4年度	令和5年度
観光復活戦略課	観光復活推進課(8階)
観光復活戦略課 精神文化・インバウンドプロモーション室	観光復活推進課 精神文化・観光プロモーション室(8階)
観光復活戦略課 精神文化・インバウンドプロモーション室	観光復活推進課 インバウンド推進室(8階)
文化スポーツ振興課 県民文化館活用推進室	文化スポーツ振興課 県民文化館・西口広場にぎわい創出 推進室(9階)
文化財活用課	博物館・文化財活用課(9階)

農林水産部

令和4年度	令和5年度
農政企画課 美味しい山形流通販売推進室 県産米ブランド推進課	県産米・農産物ブランド推進課(9階)

県土整備部

令和4年度	令和5年度
河川課 最上川流域治水推進室	河川課 流域治水推進室(11階)

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

1 5類移行後の医療提供体制等について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の「移行計画」の策定について 資料1—1

(2) 新型コロナの5類感染症への位置付け変更について 資料1—2

(3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う公表方法の変更について 資料1—3

2 感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方について 資料2

3 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止等について 資料3

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 医療提供体制の「移行計画」の策定について

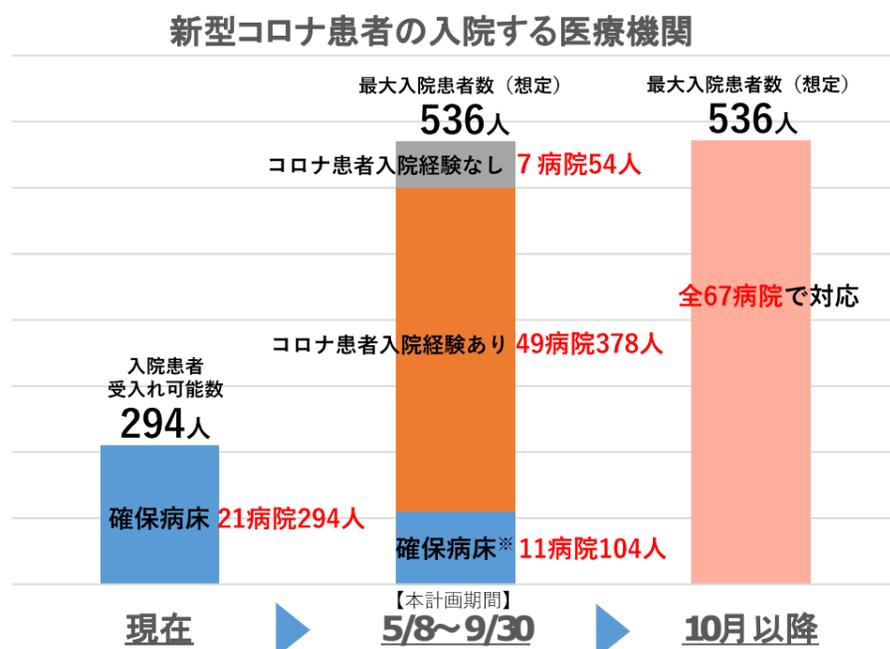
計画期間：令和5年5月8日～9月30日

〔策定の目的〕

- 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類感染症に位置づけ。
- これに伴い、医療提供体制は、国民の安全を確保するために必要となる感染対策や準備を講じつつ、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる通常への対応へと段階的な移行を目指す。
- 都道府県は、必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築するため、冬の感染拡大に先立ち、特に入院医療体制、入院調整に関して、地域の関係者と協議の上、幅広い医療機関で入院できる医療体制に向けた今後の移行の方針や目標等を示した9月末までの「移行計画」の策定を行うもの。

1 入院医療体制について

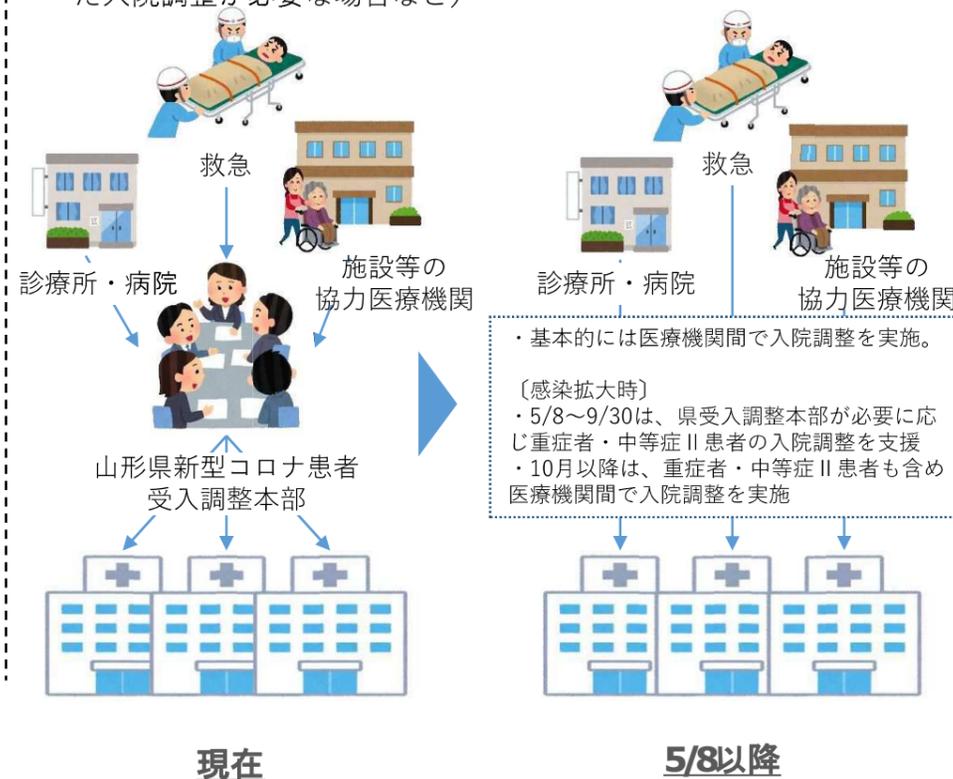
- 過去最大の入院者数536人（R5.1.3）が発生しても受け止められる体制を構築する。
- 重症者・中等症Ⅱ患者については、確保病床を有している11病院（104床）で対応する。
- それ以外の56病院においても、軽症者・中等症Ⅰ患者を受け入れる体制を目指す。



※重症者・中等症Ⅱ患者の受入れ

2 入院調整について

- 国の方針に基づき、位置づけ変更後は、原則、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みへの移行を目指す。
- 感染拡大時で重症者・中等症Ⅱ患者の医療機関間での入院調整が困難な場合には、医療機関で患者の同意を得たうえで、県受入調整本部による入院調整の支援を実施する。（例えば、二次医療圏を越えた入院調整が必要な場合など）

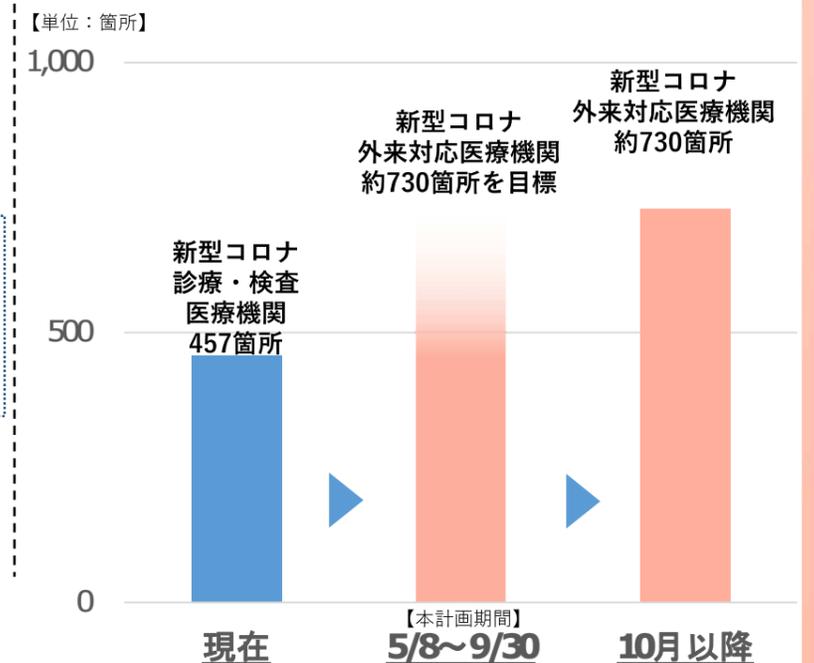


(参考) 外来医療体制

- 現在コロナ患者の診療に対応している医療機関（令和5年3月時点の「診療・検査医療機関」457箇所）については引き続き対応を行い、新たにコロナ診療に対応する医療機関数を増やしながら移行していくことにより、県内約730箇所（※）の医療機関（「外来対応医療機関」という）での対応を目指していく。

※インフルエンザで受診可能な県内の医療機関

新型コロナウイルス患者の外来医療機関数



新型コロナの5類感染症への位置づけ変更について

令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。



<変更のポイント>

外出等の制限がなくなります



発生届や陽性者登録がなくなります



治療費に自己負担額が生じます



5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること		
検査	公費負担	自己負担
外来医療費	公費負担（コロナ陽性診断後） ただし、初診料は自己負担	・自己負担 ・新型コロナ治療薬は9月末まで公費負担 （ラゲブリオ、バキロビッド、ゾコーバなど）
入院医療費	公費負担（医療費・食事代）	自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円減額
外出制限等に関すること		
外出制限	外出自粛を要請	外出自粛要請はなくなります （個人の判断になります）
療養期間・待機期間	陽性者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	療養期間の目安 発症後5日間 （かつ、症状軽快後24時間） ※濃厚接触者としての外出自粛は求められません
宿泊療養	宿泊療養施設を確保	外出制限がなくなるため、終了
食料支援	希望者に食料品を配達	外出制限がなくなるため、終了

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります

5月7日まで

5月8日以降

患者支援等に関すること		
相談窓口	・受診相談コールセンター ・陽性者健康フォローアップセンター	相談窓口を継続設置 （受診相談、陽性者の健康相談等）
外来医療機関	診療・検査医療機関 医療機関一覧→	外来対応医療機関 県HPで公表 医療機関一覧→ （5/8～公開）
健康観察	発生届の対象者は保健所で健康観察を実施	発生届が出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	・薬局等での無料検査 ・PCR自主検査センター （河北病院・荘内病院）	終了
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付 （自己検査・医療機関受診者）	終了
ワクチン接種に関すること		
ワクチン	希望者に接種（自己負担なし）	令和5年度は無料接種を継続 （別紙を参照） ※ワクチン接種についてはお住まいの市町村にお問合せください。
感染者の把握に関すること		
発生届	発生届を保健所に届出 （重症化リスクのある方に限定）	発生届は出されなくなります
感染者数	医療機関からの報告により全数を把握	定点医療機関の報告で感染動向を把握 週1回公表（毎日の感染者数の公表は終了）

新型コロナ総合コールセンター <5/8～運用>

☎ 0120-567-690（24時間受付）

新型コロナが疑われる場合の受診相談、自宅療養中の健康相談、後遺症に関する相談

その他の相談窓口

- こころの健康に関する相談
県精神保健福祉センター 023-631-7060
（平日9:00～12:00、13:00～17:00）
- ワクチンの副反応等に関するご相談
県ワクチンコールセンター 0120-567-690
（8:30～18:00 土日祝日も含む）
- 聴覚・言語障がいのある方のご相談
県コロナ収束総合対策室（FAX） 023-625-4294
（平日8:30～17:15）

【山形県新型コロナポータルサイト】
新型コロナに関する情報はこちらから



山形県 健康福祉部 健康福祉企画課 コロナ収束総合対策室

電話 023-630-2315 FAX 023-625-4294

5 類移行後の新型コロナワクチン接種について

別紙

令和5年度も、すべての方が自己負担なしで新型コロナワクチンを接種できます。

■ 初回接種※を終えている5歳以上の方※ワクチン接種の考え方は下記参照

追加接種	R5春開始 接種 (オミクロン株対応2価ワクチン)	R5秋開始 接種 (使用ワクチンは今後検討)
65歳以上の 高齢者	○	○
基礎疾患のある方	○	○
医療従事者・ 介護従事者等	○	○
上記以外の方	接種対象外	○

(5歳～11歳の方は9月末までオミクロン株対応2価ワクチンを接種可能)

■ 初回接種をまだ終えていない方

初回接種 (生後6か月以上)	○	(従来型ワクチン使用)
-------------------	---	-------------

【参考】 「初回接種」と「追加接種」の考え方 (イメージ)

	初回接種	追加接種
12歳以上	<p>2回</p> <p>1回目接種 2回目接種</p> <p>3～4週間の間隔※</p> <p>※ワクチンの種類(メーカー)により異なる</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p><現在の最大接種回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上 5回 ・18歳以上の基礎疾患がある方 . . . 5回 ・医療従事者、介護従事者等 5回 ・上記以外の方 4回
5～11歳	<p>2回</p> <p>1回目接種 2回目接種</p> <p>3週間の間隔</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p><現在の最大接種回数></p> <p>4回</p>
生後6か月～4歳	<p>3回</p> <p>1回目接種 2回目接種 3回目接種</p> <p>3週間の間隔 8週間以上</p>	<p>未定</p>

注：接種回数や接種証明などワクチン接種については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う 公表方法の変更について

- これまでは、医療機関からの発生届や、フォローアップセンターへの登録状況をもとに、毎日の発生状況や入院状況等を、県ホームページ上でくわしく公表。
- 5類移行後は、発生届等による個別情報の把握ができなくなるため、他の5類感染症と同様、定点医療機関からの報告に基づき、毎週1回(水曜日)の公表となる。

現在（2類相当）

1. 毎日公表

- ・ 新規陽性者数(年代別、保健所別発生届等)、死亡者数、クラスター発生状況、入院状況
- ・ 入院状況の詳細(病院別入院者数、病床占有率)、検査実施状況

2. 毎週1回公表

- ・ 【参考値】新型コロナの発生届出件数と登録件数の合計(市町村の週別)(毎週火曜)

5類移行後

毎週水曜日公表(5月17日公表分から適用予定)

現在、毎週公表している「山形県感染症発生動向調査」(衛生研究所)について、「新型コロナウイルス感染症」の項目を追加

- 【内容】・ 定点医療機関(43か所)から報告を受けた、前週における感染者数
- ・ 公表する項目は、現在のインフルエンザ定点と同じ(年齢別)

(公表イメージ)

＜定点把握感染症 報告患者数 年齢別＞															
インフルエンザ/COVID-19定点	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	合計
インフルエンザ	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	合計
	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～									
新型コロナウイルス感染症	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	合計
	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～									
小児科定点	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20歳～	合計
RSウイルス感染症															
咽頭結膜熱															
A群溶血性レンサ球菌感染症															

※ 県ホームページの閲覧による公表となります。

- (参考)・ 死亡者数 : 政府において人口動態統計で別途把握・公表
- ・ クラスター : 今後の政府の検討状況を踏まえ対応(現時点で未定)

感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方

政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されることや、政府の変更方針を踏まえ、5月8日以降の日常における基本的感染対策についての考え方は以下のとおりとする。

- ① 基本的感染対策については、**主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる**ことを基本とする。
- ② 県として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。県は、政府から提供される**個人や事業者の判断に資する情報の周知**に努める。
- ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き**政府から提供される感染対策に関する情報に十分留意**する。

《政府の基本的感染対策に関する変更方針》

	現 在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、人と人との距離確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することを妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

【参考】感染対策実施にあたっての考え方（政府からの事前の情報提供）

- 基本的感染対策については、今後、政府として一律に対応を求めることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 医療機関や高齢者施設等への訪問時、混雑したバスや電車への乗車時等にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生、換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。
政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資するものとして、以下のものを示していく。

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	対策の効果（左欄参照）、機械設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
入り口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	
アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります。

令和 5 年 4 月 21 日
防災くらし安心部

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止 等について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を廃止する。（対策本部廃止後は、必要に応じて調整会議等を開催）

また、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されることから、同方針等に基づき実施する以下の取組み等についても、同方針等が廃止される日をもって終了する。

〔取組み〕

- ・ 本県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）
- ・ 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- ・ 山形県「新・生活様式」宣言
- ・ イベント等の開催に関する基本方針
- ・ 山形県新型コロナ対策認証制度
- ・ 新型コロナ対策宣言店応援事業（木製プレート配布事業）

〔組 織〕

- ・ 新型コロナワクチン接種総合本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

（都道府県対策本部の廃止）

第 25 条 第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

以上

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります。

公立学校教職員の不祥事について

1 酒気帯び運転

① 上山市立中学校 教諭 (30歳代、男)

○ 事案の概要

所属する学校の職員6名と飲酒後、運転代行車にて自宅付近まで来た後、自ら運転しているところを警ら中の警察官が発見。令和5年3月16日(木)午後11時50分に酒気帯び運転で検挙されたもの。

○ 処分

令和5年4月20日付けで免職

② 米沢市立第五中学校 教諭 金子 智昭(かねこ ともあき) (36歳、男)

○ 事案の概要

所属する学校の歓迎会の二次会で職員5名で飲酒後、自ら運転しているところを警ら中の警察官が発見。令和5年4月9日(日)午前1時43分に酒気帯び運転で現行犯逮捕されたもの。

○ 処分

米沢市教育委員会からの報告を踏まえ、厳正に処分する。

2 校内での生徒に対する盗撮

① 高等学校(村山地区) 実習教諭 (30歳代、男)

○ 事案の概要

令和5年1月30日(月)、学校内で女子生徒のスカート内を自身のスマートフォンで盗撮したもの。盗撮行為は、前任校を含め5年前から行われていた。

○ 処分

令和5年3月27日付けで免職

3 当事案を受けた対応

- 市町村教育委員会及び県立学校に対し、教職員の綱紀保持について通知。
- 4月12日に緊急市町村教育委員会教育長会議を開催し、飲酒・酒気帯び運転撲滅に向けた具体的取組みを提示しながら、再発防止の徹底を要請。同月19日開催の公立学校長会議においても、徹底を要請。